

会社法第 782 条第 1 項に定める株式交換に係る事前開示書面

静岡県静岡市駿河区豊田一丁目 9 番 1 号

平和みらい株式会社

代表取締役社長 佐瀬 正文

株式交換に係る事前開示書面  
(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 184 条に定める書面)

当社は、当社の連結親会社である澁澤倉庫株式会社（以下、「澁澤倉庫」といいます。）を株式交換完全親会社、当社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決定いたしました。

本株式交換に関する会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 184 条に定める当社の事前開示事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第 782 条第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本株式交換に関して、会社法第 768 条第 1 項第 2 号および第 3 号に掲げる事項についての定め相当性に関して、それぞれ次のように判断しております。

(1) 本株式交換に係る割当の内容

|                     | 澁澤倉庫<br>(株式交換完全親会社)    | 当社<br>(株式交換完全子会社) |
|---------------------|------------------------|-------------------|
| 本株式交換に係る<br>割当比率    | 1                      | 1.40              |
| 本株式交換により<br>交付する株式数 | 澁澤倉庫普通株式：445,463 株（予定） |                   |

(注 1) 株式の割当比率

当社の普通株式 1 株に対して、澁澤倉庫の普通株式（以下「澁澤倉庫株式」といいます。）1.40 株を割当交付します。ただし、澁澤倉庫が保有する当社の株式については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注 2) 本株式交換により交付する株式数

澁澤倉庫は、本株式交換に際して、本株式交換により澁澤倉庫が当社株式（ただし、澁澤倉庫が保有する当社株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時の当社の株主の皆様（ただし、澁澤倉庫を除きます。）に対し、その保有する当社株式に代わり、その保有する当社株式の数の合計に 1.40 を乗じた数の澁澤倉庫株式を交付します。また、澁澤倉庫の交付する株式は、全てその保有する自己株式にて対応する予定であり、本株式交換にお

ける割当てに際して澁澤倉庫が新たに株式を発行する予定はありません。なお、当社は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含みます。）の全部を、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを予定しており、実際に消却される自己株式数は現状において未確定であるため、澁澤倉庫が交付する上記株式数は変動することがあります。

（注 3）単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、澁澤倉庫の単元未満株式（1 単元（100 株）に満たない数の株式）を保有する株主が生じることが見込まれますが、澁澤倉庫の単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、会社法第 194 条第 1 項の定めに基づき、澁澤倉庫に対し自己の保有する単元未満株式の買取りを請求することができます。

（注 4）1 株に満たない端数の取り扱い

本株式交換に伴い、澁澤倉庫の普通株式 1 株に満たない端数の割当交付を受けることとなる平和みらいの株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。）に相当する澁澤倉庫の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて交付します。

（2）本株式交換に係る割当の内容の算定の考え方

澁澤倉庫は、本株式交換の株式交換比率の算定にあたり、公正性・妥当性を確保するため、澁澤倉庫および当社から独立した第三者機関である株式会社 AGS FAS（以下「AGS FAS」といいます。）を選定し、AGS FAS に対して澁澤倉庫および当社の株式交換比率の算定を依頼しました。AGS FAS は、上場会社である澁澤倉庫の株式価値については市場株価法を用いて算定を行いました。当該市場株価法による澁澤倉庫の株式価値の算定においては、2025 年 11 月 30 日を算定基準日として、東京証券取引所プライム市場における算定基準日の株価終値、算定基準日までの 1 か月間、3 か月間、および 6 か月間における各期間の株価終値の単純平均による算定を採用しております。これにより算定された澁澤倉庫の普通株式の 1 株当たり株式価値は以下のとおりです。

| 算定方法  | 算定結果          |
|-------|---------------|
| 市場株価法 | 1,090～1,184 円 |

また、非上場会社である当社の株式価値については、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）により算定を行いました。これにより算定された当社の普通株式の 1 株当たり株式価値は、以下のとおりです。

なお、DCF 法による算定の前提とした当社作成の 2027 年 3 月期から 2029 年 3 月期の事業計画において、大幅な増減は見込んでおりません。

| 算定方法  | 算定結果          |
|-------|---------------|
| DCF 法 | 1,266～1,788 円 |

以上の結果、澁澤倉庫の普通株式1株当たりの株式価値を1とした場合の当社の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

| 算定方法  |       | 株式交換比率の算定結果 |
|-------|-------|-------------|
| 澁澤倉庫  | 当社    |             |
| 市場株価法 | DCF 法 | 1.07～1.64   |

澁澤倉庫および当社は、上記の株式交換比率の算定結果を参考に、当事者間で協議を行ったうえ、本株式交換に係る割当比率を決定いたしました。

(3) 本株式交換の対価として澁澤倉庫株式を選定した理由

本株式交換において澁澤倉庫株式が対価とされることは、本株式交換による澁澤倉庫の普通株式の取得を通じて、引き続き澁澤倉庫グループの成長および本株式交換により生じることが期待されるシナジーの実現による利益を享受いただくことが、当社の株主の皆様の利益に資すると考えております。また、澁澤倉庫の普通株式は東京証券取引所プライム市場において取引が可能であり、本株式交換後、随時現金化の機会を確保できることから、当社の株主の皆様の利益の観点で望ましいスキームであると考えております。

(4) 当社の株主の利益を害さないように留意した事項

上記(2)のとおり、澁澤倉庫および当社は、澁澤倉庫が澁澤倉庫および当社から独立した第三者算定機関である AGS FAS から 2025 年 12 月 10 日に取得した株式価値算定書における算定結果、両社の財産および事業の状況、その他諸般の事情を総合的に考慮し、協議・検討を行い、交換対価を決定しました。

(5) 澁澤倉庫の資本金および準備金の額に関する事項についての定め相当性に関する事項

本株式交換により、澁澤倉庫の資本金および準備金の額は、増加しません。かかる取り扱い、法令に従ったものであり、相当であると考えております。

3. 交換対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 2 号および第 4 項）

(1) 澁澤倉庫の定款の定め

別紙 2 のとおりです。

(2) 交換対価の換価の方法に関する事項

① 交換対価を取引する市場

澁澤倉庫の普通株式は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場において取引されております。

② 交換対価の取引の媒介、取次ぎ又は代理を行う者

澁澤倉庫株式は、全国の各証券会社等において媒介、取次ぎ等が行われております。

③交換対価の譲渡その他の処分に対する制限の内容

該当事項はありません。

(3) 交換対価の市場価格に関する事項

本株式交換契約の締結を公表した日(2025年12月26日)の前営業日を基準として、1か月間、3か月間および6か月間の東京証券取引所プライム市場における澁澤倉庫株式の終値の平均はそれぞれ1,202円、1,153円および1,122円となります。

澁澤倉庫株式の最新の市場価格等につきましては、東京証券取引所のウェブサイト(<https://www.jpx.co.jp/>)等でご覧いただけます。

(4) 澁澤倉庫の過去5年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容

澁澤倉庫は、過去5年間のいずれの事業年度においても金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第24条第1項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4. 会社法第768条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項  
(会社法施行規則第184条第1項第3号)

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項(会社法施行規則第184条第1項第4号)

(1) 澁澤倉庫についての次に掲げる事項

①澁澤倉庫の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

②澁澤倉庫の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③澁澤倉庫の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第184条第6項第1号ハ)

(i) 期末配当の実施

2025年5月12日開催の取締役会において、第178期(2024年4月1日～2025年3月31日)の期末配当を行う旨を決議し、次のとおり期末配当を実施いたしました。

|                   |                |
|-------------------|----------------|
| (ア) 期末配当による配当金の総額 | 1,157 百万円      |
| (イ) 1株当たりの金額      | 80 円           |
| (ウ) 効力発生日         | 2025 年 6 月 2 日 |

(注) 澁澤倉庫は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2025年3月31日を基準日とする期末配当につきましては、株式分割前の基準で記載しています。

(ii) 自己株式取得の実施

2025年8月7日開催の取締役会において、資本効率の向上および株主還元を目的として自己株式の取得を行う旨を決議し、次のとおり自己株式の買付けを行いました。

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| (ア) 取得した株式の種類  | 澁澤倉庫普通株式        |
| (イ) 取得した株式の総数  | 352,600 株       |
| (ウ) 株式の取得価格の総額 | 1,560,255,000 円 |
| (エ) 取得日        | 2025年8月8日       |

(注) 澁澤倉庫は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2025年8月8日を取得日とする自己株取得につきましては、株式分割前の基準で記載しています。

(iii) 株式分割

2025年8月7日開催の取締役会において、株式分割を行う旨を決議し、次のとおり株式分割を行いました。

|           |            |
|-----------|------------|
| (ア) 分割の割合 | 1株につき4株の割合 |
| (イ) 基準日   | 2025年9月30日 |
| (ウ) 効力発生日 | 2025年10月1日 |

(iv) 中間配当の実施

2025年11月7日開催の取締役会において、第179期(2025年4月1日～2026年3月31日)の中間配当を行う旨を決議し、次のとおり中間配当を実施いたしました。

|                   |            |
|-------------------|------------|
| (ア) 中間配当による配当金の総額 | 1,355 百万円  |
| (イ) 1株当たりの金額      | 96.00 円    |
| (ウ) 効力発生日         | 2025年12月1日 |

(注) 澁澤倉庫は、2025年10月1日付で普通株式1株につき4株の割合で株式分割を行っております。2025年9月30日を基準日とする中間配当につきましては、株式分割前の基準で記載しています。

(v) 公開買付けへの応募による特別利益（投資有価証券売却益）の計上

2025年11月28日開催の取締役会において、澁澤倉庫が保有するフジテック株式会社の普通株式の全部につき、Bospolder1 株式会社が実施する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に応募することを決議しました。2025年12月15日に本公開買付けは成立し、澁澤倉庫が保有するフジテック株式会社の株式の全部が買い付けられた結果、2026年3月期第3四半期決算において、投資有価証券売却益として2,658百万円の特別利益を計上します。

(2) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(i) 自己株式の消却

当社は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含みます。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する当社の取締役会決議により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却することを予定しております。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における澁澤倉庫の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 184 条第 1 項第 5 号）

会社法第 789 条第 1 項第 3 号の規定により、本株式交換について異議を述べることができる債権者はいないため、該当項目はありません。

以上

## 株式交換契約書

澁澤倉庫株式会社（以下「甲」という。）と平和みらい株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を株式交換完全親会社とし、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行うため、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第 1 条（本件株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、本件株式交換を行う。

### 第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- (1) 甲：株式交換完全親会社  
（商号）澁澤倉庫株式会社  
（住所）東京都江東区永代二丁目 37 番 28 号
- (2) 乙：株式交換完全子会社  
（商号）平和みらい株式会社  
（住所）静岡県静岡市駿河区豊田一丁目 9 番 1 号

### 第 3 条（株式交換に際して交付する株式等）

1. 甲は、本件株式交換に際して、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の普通株式の数に 1.40 を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本件株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 1.40 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

### 第 4 条（甲の資本金及び準備金の額）

本件株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は、増加しないものとする。

### 第 5 条（効力発生日）

本件株式交換の効力発生日は、2026 年 3 月 2 日とする。ただし、本件株式交換の手の続の進行状況に応じて必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができるものとする。

### 第 6 条（株式交換承認総会）

1. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本件株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会の決議（会社法第 319 条第 1 項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を経るものとする。
2. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本件株式交換につき、株主総会の承認を得ないものとする。ただし、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本件株式交換の承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日まで

に株主総会を開催し、本件株式交換の承認及び本件株式交換に必要なその他の事項に関する決議を求める。

#### 第7条（自己株式の処理）

乙は、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本件株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、本件株式交換がその効力を生ずる時点の直前時をもって消却する。

#### 第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結日後効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合は、あらかじめ甲乙協議して合意の上実行するものとする。

#### 第9条（株式交換条件の変更及び本契約の解除）

本契約の締結日から効力発生日に至るまでの間において、天変事変その他の事由により、甲又は乙の資産若しくは経営状態に重要な変動が生じたとき、本件株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなったとき、又はその他本件株式交換の目的の達成が困難となったときは、甲乙協議の上、本件株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第10条（本契約の効力）

本契約は、第6条に定める乙の株主総会の承認が得られないとき、又は法令に定める関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第11条（協議事項）

本契約に定めるもののほか、本件株式交換に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙協議の上、これを決定するものとする。

本契約の成立を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2025年12月26日

甲 東京都江東区永代二丁目37番28号  
澁澤倉庫株式会社  
取締役社長 大隅 毅

乙 静岡県静岡市駿河区豊田一丁目9番1号  
平和みらい株式会社  
代表取締役社長 佐瀬 正文

# 定 款

(2025年10月 1 日)

澁澤倉庫株式会社

# 澁澤倉庫株式会社定款

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (商 号)

当会社は、澁澤倉庫株式会社と称し、英文ではShibusawa Logistics Corporationと表示する。

### 第 2 条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 倉庫業
- (2) 陸上運送業
- (3) 海上運送業
- (4) 港湾運送業
- (5) 陸上・海上・航空運送の取扱業
- (6) 陸海空複合貨物運送業及びその取扱業
- (7) 通関業
- (8) 酒類、食料品、日用雑貨、家具、化粧品、サプリメント等各種物品の輸出入及び販売業
- (9) 医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の製造、包装、表示及び保管業
- (10) E C フルフィルメント業
- (11) 車輛、運搬具その他輸送機械、荷役用機械器具、工作機械及び鋼構造物の売買、賃貸、製作、改造、保守、点検及び修理・整備業
- (12) 各種動力、受変電設備及び冷暖房機械設備の据付け、保守、点検及び修理業
- (13) 建物及びその付属機械設備の付帯営繕工事及び内装工事業
- (14) 前各号の仲立及び代理業
- (15) 産業廃棄物の収集及び運搬業
- (16) 古物の売買及び受託販売業
- (17) スポーツ及び各種娯楽施設の経営ならびに賃貸業
- (18) 不動産の売買、仲介、管理及び賃貸業
- (19) 特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に定める会社）及び不動産投資信託に対する出資並びに出資持分の取得、管理及び処分
- (20) 情報システムの企画、開発、販売及び運営管理業
- (21) 損害保険代理業
- (22) 労働者派遣業
- (23) 介護保険適用外の生活支援業
- (24) 前各号に付帯関連する一切の事業

### 第 3 条 (本店所在地)

当会社は、本店を東京都江東区に置く。

### 第 4 条 (機 関)

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

## 第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

# 第 2 章 株 式

## 第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、1 億9,200万株とする。

## 第 7 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

## 第 8 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第 9 条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては、取り扱わない。

## 第 10 条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第 11 条（新株予約権無償割当て等に関する事項）

当会社は、新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議又は株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

2. 当会社は、買収への対抗措置の一環として、前項に基づき新株予約権無償割当てに関する事項を決定する場合には、新株予約権の内容として、以下の事項を定めることができる。
  - （1）買収への対応方針において定める一定の者（以下「非適格者」という。）は当該新株予約権を行使できないこと
  - （2）当会社が当該新株予約権を取得する際に、これと引換えに交付する対価の有無及び内容について、非適格者と非適格者以外の者とで別異に取り扱うことができること
3. 前項における買収への対抗措置とは、当会社が資金調達などの事業目的を主要な目的とせず新株又は新株予約権の発行又は割当てを行うこと等により当会社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものをいう。

## 第 3 章 株 主 総 会

### 第 12 条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

### 第 13 条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

### 第 14 条（開 催 場 所）

当会社は、東京都各区内で株主総会を開催する。

### 第 15 条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第 16 条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

### 第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

### 第 19 条（総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令で定める事項を議事録に記載又は記録して、これを 10 年間本店に、その謄本を 5 年間支店に備置く。

## 第 4 章 取締役及び取締役会

### 第 20 条（員 数）

当会社の取締役は、12 名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、3 名以上とする。

### 第 21 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

#### **第 22 条（任 期）**

- 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
  3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
  4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### **第 23 条（代表取締役及び役付取締役）**

- 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

#### **第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）**

- 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

#### **第 25 条（取締役会の招集通知）**

- 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

#### **第 26 条（重要な業務執行の決定の委任）**

当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

#### **第 27 条（取締役会の決議方法）**

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

#### **第 28 条（取締役会の決議の省略）**

当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

#### **第 29 条（取締役会の議事録）**

取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した取締役が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。

### 第 30 条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

### 第 31 条（報 酬 等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

### 第 32 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第 5 章 監査等委員会

### 第 33 条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

### 第 34 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

### 第 35 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。

### 第 36 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名して、これを10年間本店に備置く。

### 第 37 条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

## 第 6 章 計 算

### 第 38 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

### 第 39 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定める。

### 第 40 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。
3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第 41 条（配当金の除斥期間）

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附 則

### 第 1 条（監査役の責任免除に関する経過措置）

当会社は、第 178 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 第 178 期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条第 2 項の定めるところによる。

以 上

昭和24年11月25日改正 (全文)  
昭和25年11月24日改正 (株式)  
昭和26年11月28日改正 (株式、役員)  
昭和28年11月20日改正 (株式)  
昭和31年 5 月25日改正 (株式)  
昭和34年11月25日改正 (事業目的)  
昭和36年 5 月29日改正 (株式)  
昭和39年11月26日改正 (株式、取締役)  
昭和42年11月30日改正 (横書、目的、取締役会)  
昭和43年11月30日改正 (目的)  
昭和45年11月30日改正 (株式)  
昭和46年 5 月31日改正 (目的、取締役)  
昭和46年11月30日改正 (目的)  
昭和47年11月30日改正 (目的)  
昭和50年 5 月30日改正 (全文)  
昭和54年 6 月29日改正 (配当金)  
昭和57年 6 月29日改正 (単位株制度) 10月 1 日施行  
昭和60年 6 月28日改正 (第19条)  
昭和61年 6 月27日改正 (第10条)(第11条)(第16条)  
昭和63年 6 月29日改正 (名義書換代理人)(第19条)  
平成 3 年 6 月27日改正 (第 7 条)～(第 9 条)(第11条)  
平成 6 年 6 月29日改正 (平成 5 年改正商法監査役制度改正目的他)(第 2 条)(第 9 条)(第16条)～(第18条)  
(第20条)～(第32条)  
平成 7 年 6 月29日改正 (第19条)  
平成10年 6 月26日改正 (平成 9 年株式消却特例法及び基準日)(第 5 条)(第 5 条の 2)(第 8 条)(第10条)(第11条)  
平成11年 6 月29日改正 (事業目的の一部追加)(第 2 条)  
平成12年 6 月29日改正 (株式消却特例法による株式総数の減少)(第 5 条)  
平成13年 6 月28日改正 (事業目的の一部変更及び追加、株式消却特例法による株式総数の減少ならびに株式消却限度  
株数の再規定)(第 2 条)(第 5 条)(第 5 条の 2)  
平成14年 6 月27日改正 (平成13年商法改正他)(第 4 条)(第 5 条の 2)(第 6 条)(第 7 条)(第10条)～(第13条)(第15条)  
(第17条)(第19条)～(第21条)(第23条)(第26条)(第27条)(第29条)～(第32条)  
平成15年 6 月27日改正 (平成13年、14年商法改正他)(第 7 条)(第 8 条)(第10条)(第14条)(第15条)(第20条)(第21条)  
(第24条)(第26条)(第27条)  
平成16年 6 月29日改正 (平成13年、15年商法改正他)(事業目的の一部追加、自己株式の取得の新設、取締役任期短縮、  
監査役定員増加、転換社債償当起算日の削除、附則の新設、条数の変更)(第 2 条)  
(第 7 条)～(第31条)(附則)  
平成17年 6 月29日改正 (事業目的の一部追加、附則の削除)(第 2 条)

平成18年 6 月29日改正 (平成18年会社法施行他)

新設: (第 2 条第 8 号、第14号) (第 4 条) (第 7 条) (第 9 条) (第11条) (第13条) (第14条)  
(第15条第 2 項) (第16条) (第18条) (第24条) ~ (第27条) (第29条) ~ (第31条) (第34条第 2 項)  
(第36条) (第38条) ~ (第40条) (第42条)

削除: (旧第 6 条) (旧第 8 条) (旧第10条) (旧第11条) (旧第13条) (旧第21条) (旧第27条) (旧第31条)

変更: (第 2 条第19号) (第 5 条) (第 6 条) (第 8 条) (第10条) (第12条) (第15条) (第17条)  
(第19条) ~ (第23条) (第28条) (第32条) ~ (第35条) (第37条) (第41条) (第43条) (第44条)

平成19年 6 月28日改正 (新株予約権無償割当ての決定機関)

新設: (第12条)

平成20年 6 月27日改正 (取締役員数の減少)

変更: (第21条)

平成21年 6 月26日改正: (株券電子化) (本店所在地の変更)

新設: (附則第 1 条) (附則第 2 条)

削除: (旧第 7 条) (旧第 8 条第 2 項)

変更: (第 3 条) (第 7 条) ~ (第 9 条)

平成22年 1 月 6 日削除: (附則第 1 条) (附則第 2 条)

平成22年 6 月29日改正: (事業目的の追加) (新株予約権の無償割当て等に関する事項)

新設: (第11条第 2 項) (第11条第 3 項)

変更: (第 2 条)

平成25年 6 月27日改正: (事業目的の追加)

変更: (第 2 条)

平成29年 6 月29日改正: (事業目的の追加) (発行可能株式総数の変更) (単元株式数の変更)

新設: (附則第 1 条)

変更: (第 2 条) (第 6 条) (第 7 条)

平成29年10月 2 日削除: (附則第 1 条)

2021年 6 月25日改正: (事業目的の追加)

変更: (第 2 条)

2022年 6 月29日改正: (事業目的の追加) (電子提供措置等)

変更: (第 2 条) (第16条)

新設: (附則)

2023年 3 月 2 日削除: (附則)

2024年 6 月27日改正: (商号英文表示の変更)

変更: (第 1 条)

新設: (附則第 1 条)

2025年 1 月 1 日削除: (附則)

2025年 6 月27日改正: (監査等委員会設置会社への移行等に伴う変更) (事業目的の追加) (用語の変更)

新設: (附則第 1 条)

変更: (第 2 条) (第 4 条) (第11条) (第20条) ~ (第23条) (第25条) (第26条) (第29条)  
(第31条) ~ (第37条)

2025年10月 1 日改正: (発行可能株式総数の変更)

変更: (第 6 条)

# 第178期

2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで

## 計 算 書 類

澁澤倉庫株式会社

# 計算書類

## 貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額              |
|-----------------|-----------------|
| <b>資産の部</b>     |                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>20,218</b>   |
| 現金及び預金          | 5,226           |
| 受取手形            | 1,057           |
| 取引先未収金          | 11,124          |
| 貯蔵品             | 13              |
| 立替金             | 1,761           |
| 前払費用            | 358             |
| その他             | 676             |
| 貸倒引当金           | △0              |
| <b>固定資産</b>     | <b>81,501</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(51,539)</b> |
| 建物              | 29,835          |
| 構築物             | 740             |
| 機械装置            | 911             |
| 車両運搬具           | 14              |
| 器具備品            | 240             |
| 土地              | 19,731          |
| リース資産           | 65              |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(1,158)</b>  |
| 借地権             | 516             |
| 施設利用権           | 38              |
| ソフトウェア          | 315             |
| ソフトウェア仮勘定       | 288             |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(28,803)</b> |
| 投資有価証券          | 20,591          |
| 関係会社株式          | 5,849           |
| 出資金             | 0               |
| 関係会社出資金         | 117             |
| 長期貸付金           | 787             |
| 差入保証金           | 1,383           |
| 長期前払費用          | 3               |
| その他             | 93              |
| 貸倒引当金           | △23             |
| <b>繰延資産</b>     | <b>47</b>       |
| 社債発行費           | 47              |
| <b>資産合計</b>     | <b>101,766</b>  |

| 科目               | 金額             |
|------------------|----------------|
| <b>負債の部</b>      |                |
| <b>流動負債</b>      | <b>12,111</b>  |
| 営業未払金            | 4,983          |
| 短期借入金            | 2,505          |
| リース債務            | 20             |
| 未払金              | 300            |
| 未払費用             | 321            |
| 未払法人税等           | 1,344          |
| 前受金              | 827            |
| 預り金              | 62             |
| 賞与引当金            | 609            |
| その他              | 1,135          |
| <b>固定負債</b>      | <b>34,304</b>  |
| 社債               | 8,000          |
| 長期借入金            | 16,244         |
| リース債務            | 52             |
| 長期預り金            | 5,253          |
| 退職給付引当金          | 1,826          |
| 繰延税金負債           | 2,897          |
| その他              | 30             |
| <b>負債合計</b>      | <b>46,415</b>  |
| <b>純資産の部</b>     |                |
| <b>株主資本</b>      | <b>47,019</b>  |
| <b>資本金</b>       | <b>7,847</b>   |
| <b>資本剰余金</b>     | <b>5,663</b>   |
| 資本準備金            | 5,660          |
| その他資本剰余金         | 2              |
| <b>利益剰余金</b>     | <b>36,002</b>  |
| その他利益剰余金         | 36,002         |
| 圧縮記帳積立金          | 861            |
| 別途積立金            | 10,000         |
| 繰越利益剰余金          | 25,141         |
| <b>自己株式</b>      | <b>△2,493</b>  |
| <b>評価・換算差額等</b>  | <b>8,331</b>   |
| その他有価証券評価差額金     | 8,331          |
| <b>純資産合計</b>     | <b>55,351</b>  |
| <b>負債及び純資産合計</b> | <b>101,766</b> |

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目           | 金額     |        |
|--------------|--------|--------|
|              | 内訳     | 合計     |
| 営業収益         |        |        |
| 保管料          | 8,833  |        |
| 荷役料          | 7,541  |        |
| 荷捌料          | 11,726 |        |
| 陸上運送料        | 27,519 |        |
| 物流施設賃貸料      | 2,275  |        |
| 不動産賃貸料       | 5,407  |        |
| その他          | 2,329  | 65,633 |
| 営業原価         |        |        |
| 作業費          | 42,045 |        |
| 賃借料          | 3,763  |        |
| 人件費          | 2,702  |        |
| 減価償却費        | 2,065  |        |
| その他          | 7,601  | 58,177 |
| 営業総利益        |        | 7,456  |
| 販売費及び一般管理費   |        | 3,465  |
| 営業利益         |        | 3,990  |
| 営業外収益        |        |        |
| 受取利息及び配当金    | 829    |        |
| その他          | 140    | 970    |
| 営業外費用        |        |        |
| 支払利息         | 89     |        |
| 寄付金          | 50     |        |
| その他          | 58     | 198    |
| 経常利益         |        | 4,762  |
| 特別利益         |        |        |
| 投資有価証券売却益    | 1,500  | 1,500  |
| 税引前当期純利益     |        | 6,262  |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,970  |        |
| 法人税等調整額      | △53    | 1,916  |
| 当期純利益        |        | 4,345  |

**株主資本等変動計算書**  
(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                          | 株 主 資 本 |           |                    |         |                 |           |         |                  |
|------------------------------------------|---------|-----------|--------------------|---------|-----------------|-----------|---------|------------------|
|                                          | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                    |         | 利 益 剰 余 金       |           |         |                  |
|                                          |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他<br>資 本 剰 余 金 | 資本剰余金合計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |           |         | 利 益 剰 余 金<br>合 計 |
|                                          |         |           |                    |         | 圧縮記帳積立金         | 別 途 積 立 金 | 繰越利益剰余金 |                  |
| 当 期 首 残 高                                | 7,847   | 5,660     | －                  | 5,660   | 872             | 10,000    | 22,492  | 33,365           |
| 当 期 変 動 額                                |         |           |                    |         |                 |           |         |                  |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         |           |                    | －       |                 |           | △1,708  | △1,708           |
| 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩 し                    |         |           |                    | －       | △11             |           | 11      | －                |
| 当 期 純 利 益                                |         |           |                    | －       |                 |           | 4,345   | 4,345            |
| 自 己 株 式 の 取 得                            |         |           |                    | －       |                 |           |         | －                |
| 株 式 給 付 信 託 に よ る<br>自 己 株 式 の 取 得       |         |           |                    | －       |                 |           |         | －                |
| 株 式 給 付 信 託 に 対 す る<br>自 己 株 式 の 処 分     |         |           | 2                  | 2       |                 |           |         | －                |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         |           |                    | －       |                 |           |         | －                |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | －       | －         | 2                  | 2       | △11             | －         | 2,648   | 2,636            |
| 当 期 末 残 高                                | 7,847   | 5,660     | 2                  | 5,663   | 861             | 10,000    | 25,141  | 36,002           |

|                                          | 株 主 資 本 |             | 評 価 ・ 換 算 差 額 等<br>その他有価証券評価差額金 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------------------|---------|-------------|---------------------------------|-----------|
|                                          | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |                                 |           |
| 当 期 首 残 高                                | △131    | 46,741      | 7,500                           | 54,242    |
| 当 期 変 動 額                                |         |             |                                 |           |
| 剰 余 金 の 配 当                              |         | △1,708      |                                 | △1,708    |
| 圧 縮 記 帳 積 立 金 の 取 崩 し                    |         | －           |                                 | －         |
| 当 期 純 利 益                                |         | 4,345       |                                 | 4,345     |
| 自 己 株 式 の 取 得                            | △2,358  | △2,358      |                                 | △2,358    |
| 株 式 給 付 信 託 に よ る<br>自 己 株 式 の 取 得       | △95     | △95         |                                 | △95       |
| 株 式 給 付 信 託 に 対 す る<br>自 己 株 式 の 処 分     | 92      | 95          |                                 | 95        |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の<br>当 期 変 動 額 ( 純 額 ) |         | －           | 830                             | 830       |
| 当 期 変 動 額 合 計                            | △2,361  | 277         | 830                             | 1,108     |
| 当 期 末 残 高                                | △2,493  | 47,019      | 8,331                           | 55,351    |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

##### ② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ③ その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

・市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

##### 貯蔵品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法により償却しております。ただし、1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法により償却しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### (4) 繰延資産の処理方法

##### 社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

#### (5) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当事業年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

### (6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

#### a. 物流事業

##### ・倉庫業務

主な履行義務は寄託を受けた貨物の倉庫における保管・入出庫業務および流通加工業務を行うことであり、保管業務は寄託貨物の保管の開始以降保管期日到来時に、その他の業務は役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### ・港湾運送業務

主な履行業務は沿岸荷役・船内荷役を行うことであり、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### ・陸上運送業務

主な履行義務は国内における貨物自動車運送および引越等のサービスを行うことであり、貨物の積込または運送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### ・国際輸送業務

主な履行義務は国際間の貨物運送の取扱を行うことであり、船舶または航空機への貨物の積載以降その輸送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、物流施設賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

#### b. 不動産事業

主として不動産賃貸業務と付随した管理業務を行っております。不動産賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。管理業務の主な履行義務は賃貸施設に係る維持管理等のサービスを提供することであり、当該業務の役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

(7) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

- ・ヘッジ手段……………金利スワップ
- ・ヘッジ対象……………長期借入金

③ ヘッジ方針

将来の金利変動リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

④ ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

**2. 会計方針の変更に関する注記**

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。)等を当事業年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

**3. 会計上の見積りに関する注記**

固定資産の減損

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失(営業外費用) 4百万円、固定資産 52,697百万円

② 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

連結注記表「3. 会計上の見積りに関する注記」をご参照願います。

**(追加情報)**

(株式交付信託の導入)

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(株式給付信託(J-ESOP)の導入)

連結注記表に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務
- ① 担保に供している資産
    - 建物 4,432百万円
    - 土地 7百万円
  - ② 担保に係る債務
    - 長期借入金 2,700百万円
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 56,662百万円
- (3) 保証債務 1,545百万円  
上記のほか、子会社の一部の賃貸借契約に対する連帯保証を行っております。
- (4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
- 関係会社に対する金銭債権
    - 短期 198百万円
    - 長期 755百万円
  - 関係会社に対する金銭債務
    - 短期 1,589百万円
    - 長期 3百万円

#### 5. 損益計算書に関する注記

- 関係会社との取引高
- 営業収益 939百万円
  - 営業費用 10,322百万円
  - 営業取引以外の取引高 144百万円

#### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

| 株 式 の 種 類 | 当事業年度期首株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|-----------|
| 普 通 株 式   | 63千株       | 790千株      | 30千株       | 823千株     |

- (注) 1. 当事業年度期首の自己株式の普通株式数には、「株式交付信託」が保有する当社株式50千株が含まれております。また、当事業年度末の自己株式の普通株式数には、「株式交付信託」及び「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式80千株が含まれております。
2. 自己株式の普通株式数の増加790千株は、自己株式の取得による増加760千株、「株式給付信託（J-ESOP）」による当社株式の取得30千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 自己株式の普通株式数の減少30千株は、「株式給付信託（J-ESOP）」に対する自己株式の処分によるものであります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |           |
|--------------|-----------|
| 繰延税金資産       |           |
| 未払事業税・事業所税   | 100百万円    |
| 賞与引当金        | 186百万円    |
| 未払社会保険料      | 30百万円     |
| 貸倒引当金        | 7百万円      |
| 退職給付引当金      | 574百万円    |
| 投資有価証券評価損    | 133百万円    |
| 減価償却費        | 189百万円    |
| 減損損失         | 490百万円    |
| その他          | 227百万円    |
| 繰延税金資産小計     | 1,941百万円  |
| 評価性引当額       | △786百万円   |
| 繰延税金資産合計     | 1,154百万円  |
| 繰延税金負債       |           |
| その他有価証券評価差額金 | △3,656百万円 |
| 圧縮記帳積立金      | △396百万円   |
| 繰延税金負債合計     | △4,052百万円 |
| 差引繰延税金負債の純額  | △2,897百万円 |

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種 類 | 会社等の名称      | 住 所              | 資 本 又<br>は 出 資 金 | 事業の内容<br>又 は 職 業 | 議決権の所<br>有(被所有)<br>割 合 | 関 係 内 容        |                     | 取引の内容       | 取引金額     | 科 目 | 期末残高 |
|-----|-------------|------------------|------------------|------------------|------------------------|----------------|---------------------|-------------|----------|-----|------|
|     |             |                  |                  |                  |                        | 役 員 の<br>兼 任 等 | 事 業 上<br>の 関 係      |             |          |     |      |
| 子会社 | 滋 澤 陸 運 (株) | 東 京 都 区<br>江 東 区 | 80百万円            | 陸上運送業            | (所有)<br>直接<br>100%     | 役員 2 名         | 当社の陸上<br>運送の下請<br>等 | 債務保証<br>(注) | 1,545百万円 | —   | —    |

(注) 銀行借入（1,545百万円）につき債務保証を行ったものであります。また、そのほか一部の賃貸借契約に対する連帯保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「8. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### 10. 1 株当たり情報に関する注記

|             |           |
|-------------|-----------|
| 1 株当たり純資産額  | 3,845円46銭 |
| 1 株当たり当期純利益 | 298円53銭   |

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」及び一定の要件を満たした従業員に対し、「株式給付信託（J-ESOP）」の制度を導入しておりますが、1 株当たり純資産額及び1 株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

なお、1 株当たり純資産額の計算において期末発行済株式総数から控除した当該自己株式数は80,500株、1 株当たり当期純利益の計算において期中平均株式数から控除した当該自己株式数は52,808株であります。

#### 11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 第 1 7 8 期

2024 年 4 月 1 日から  
2025 年 3 月 31 日まで

## 連 結 計 算 書 類

澁 澤 倉 庫 株 式 会 社

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額              |
|-----------------|-----------------|
| <b>資産の部</b>     |                 |
| <b>流動資産</b>     | <b>28,884</b>   |
| 現金及び預金          | 11,832          |
| 受取手形及び取引先未収金    | 13,854          |
| 立替金             | 1,793           |
| その他             | 1,408           |
| 貸倒引当金           | △4              |
| <b>固定資産</b>     | <b>88,514</b>   |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>(57,484)</b> |
| 建物及び構築物         | 32,085          |
| 機械装置及び運搬具       | 1,875           |
| 土地              | 22,963          |
| リース資産           | 301             |
| その他             | 258             |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>(1,199)</b>  |
| 借地権             | 516             |
| ソフトウェア          | 342             |
| ソフトウェア仮勘定       | 288             |
| その他             | 52              |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>(29,830)</b> |
| 投資有価証券          | 27,822          |
| 長期貸付金           | 150             |
| 差入保証金           | 1,553           |
| 繰延税金資産          | 127             |
| その他             | 207             |
| 貸倒引当金           | △31             |
| <b>繰延資産</b>     | <b>47</b>       |
| 社債発行費           | 47              |
| <b>資産合計</b>     | <b>117,446</b>  |

| 科目                 | 金額             |
|--------------------|----------------|
| <b>負債の部</b>        |                |
| <b>流動負債</b>        | <b>16,235</b>  |
| 支払手形及び営業未払金        | 5,972          |
| 1年内償還予定の社債         | 28             |
| 短期借入金              | 4,545          |
| リース債務              | 93             |
| 未払法人税等             | 1,499          |
| 預り金                | 127            |
| 賞与引当金              | 814            |
| その他                | 3,155          |
| <b>固定負債</b>        | <b>35,881</b>  |
| 社債                 | 8,046          |
| 長期借入金              | 17,395         |
| リース債務              | 225            |
| 長期預り金              | 5,327          |
| 繰延税金負債             | 3,283          |
| 退職給付に係る負債          | 1,551          |
| その他                | 52             |
| <b>負債合計</b>        | <b>52,117</b>  |
| <b>純資産の部</b>       |                |
| <b>株主資本</b>        | <b>54,211</b>  |
| 資本金                | 7,847          |
| 資本剰余金              | 6,449          |
| 利益剰余金              | 42,407         |
| 自己株式               | △2,493         |
| <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>10,164</b>  |
| その他有価証券評価差額金       | 8,591          |
| 為替換算調整勘定           | 1,094          |
| 退職給付に係る調整累計額       | 477            |
| <b>非支配株主持分</b>     | <b>953</b>     |
| <b>純資産合計</b>       | <b>65,328</b>  |
| <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>117,446</b> |

## 連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科目              | 金額    |        |
|-----------------|-------|--------|
|                 | 内訳    | 合計     |
| 営業収益            |       | 78,620 |
| 営業原価            |       | 69,769 |
| 営業総利益           |       | 8,850  |
| 販売費及び一般管理費      |       | 4,182  |
| 営業利益            |       | 4,668  |
| 営業外収益           |       |        |
| 受取利息及び配当金       | 840   |        |
| 持分法による投資利益      | 128   |        |
| その他             | 192   | 1,161  |
| 営業外費用           |       |        |
| 支払利息            | 131   |        |
| 寄付金             | 50    |        |
| その他             | 64    | 246    |
| 経常利益            |       | 5,583  |
| 特別利益            |       |        |
| 投資有価証券売却益       | 1,500 | 1,500  |
| 税金等調整前当期純利益     |       | 7,083  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 2,225 |        |
| 法人税等調整額         | △ 123 | 2,102  |
| 当期純利益           |       | 4,981  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |       | 72     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |       | 4,908  |

# 連結株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                              | 株 主 資 本 |           |           |         |             |
|------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|-------------|
|                              | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 当連結会計年度期首残高                  | 7,847   | 6,446     | 39,207    | △131    | 53,369      |
| 当連結会計年度変動額                   |         |           |           |         |             |
| 剰余金の配当                       |         |           | △1,708    |         | △1,708      |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |         |           | 4,908     |         | 4,908       |
| 自己株式の取得                      |         |           |           | △2,358  | △2,358      |
| 株式給付信託による<br>自己株式の取得         |         |           |           | △95     | △95         |
| 株式給付信託に対する<br>自己株式の処分        |         | 2         |           | 92      | 95          |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） |         |           |           |         |             |
| 当連結会計年度変動額合計                 | －       | 2         | 3,200     | △2,361  | 841         |
| 当連結会計年度末残高                   | 7,847   | 6,449     | 42,407    | △2,493  | 54,211      |

|                              | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |          |                  |                   | 非支配株主持分 | 純 資 産 合 計 |
|------------------------------|-----------------------|----------|------------------|-------------------|---------|-----------|
|                              | その他有価証券<br>評価差額金      | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |         |           |
| 当連結会計年度期首残高                  | 7,782                 | 559      | 25               | 8,366             | 890     | 62,627    |
| 当連結会計年度変動額                   |                       |          |                  |                   |         |           |
| 剰余金の配当                       |                       |          |                  |                   |         | △1,708    |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益          |                       |          |                  |                   |         | 4,908     |
| 自己株式の取得                      |                       |          |                  |                   |         | △2,358    |
| 株式給付信託による<br>自己株式の取得         |                       |          |                  |                   |         | △95       |
| 株式給付信託に対する<br>自己株式の処分        |                       |          |                  |                   |         | 95        |
| 株主資本以外の項目の<br>当連結会計年度変動額（純額） | 809                   | 535      | 452              | 1,797             | 62      | 1,860     |
| 当連結会計年度変動額合計                 | 809                   | 535      | 452              | 1,797             | 62      | 2,701     |
| 当連結会計年度末残高                   | 8,591                 | 1,094    | 477              | 10,164            | 953     | 65,328    |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結子会社の数…………… 9 社
- ② 会社の名称…………… 澁澤陸運(株)、大宮通運(株)、日正運輸(株)、北海澁澤物流(株)、平和みらい(株)、澁澤(香港)有限公司、Shibusawa Logistics Vietnam Co.,Ltd.、澁澤ファシリティーズ(株)、澁澤物流(上海)有限公司  
非連結子会社（九州澁澤物流(株)他）はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の状況
  - ・持分法適用の非連結子会社及び関連会社の数…… 2 社
  - ・会社の名称…………… Vinafco Joint Stock Corporation、(株)データ・キーピング・サービス
- ② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社  
持分法を適用していない非連結子会社（九州澁澤物流(株)他）及び関連会社（門司港運(株)他）は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。
- ③ 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、澁澤(香港)有限公司、Shibusawa Logistics Vietnam Co.,Ltd.及び澁澤物流(上海)有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、12月31日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

#### (4) 会計方針に関する事項

- ① 重要な資産の評価基準及び評価方法
  - ・有価証券
    - 満期保有目的の債券
      - 償却原価法（定額法）によっております。
    - その他有価証券
      - 市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
      - 市場価格のない株式等……………主として移動平均法による原価法によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しておりますが、在外の連結子会社では定額法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降の取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

- ・無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ・リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な繰延資産の処理方法

- ・社債発行費

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり均等償却しております。

④ 重要な引当金の計上基準

- ・貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

- ・賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支給見込額を計上しております。

⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容、及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

a. 物流事業

- ・倉庫業務

主な履行義務は寄託を受けた貨物の倉庫における保管・入出庫業務および流通加工業務を行うことであり、保管業務は寄託貨物の保管の開始以降保管期日到来時に、その他の業務は役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

- ・港湾運送業務

主な履行業務は沿岸荷役・船内荷役を行うことであり、役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

- ・陸上運送業務

主な履行義務は国内における貨物自動車運送および引越等のサービスを行うことであり、貨物の積込または運送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

- ・国際輸送業務

主な履行義務は国際間の貨物運送の取扱を行うことであり、船舶または航空機への貨物の積載以降その輸送に係る役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

なお、物流施設賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。

b. 不動産事業

主として不動産賃貸業務と付随した管理業務を行っております。不動産賃貸業務はリース取引であり、顧客との契約から生じる収益以外の収益であります。管理業務の主な履行義務は賃貸施設に係る維持管理等のサービスを提供することであり、当該業務の役務の提供が完了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

⑥ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

⑦ 重要なヘッジ会計の方法

・ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引のみを採用しており、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を行っております。

・ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………長期借入金

・ヘッジ方針

将来の金利変動リスクをヘッジするために、変動金利を固定化する目的のみに「金利スワップ取引」を利用しており、投機目的の取引は行っておりません。

・ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップの特例処理を採用しているため、ヘッジ有効性評価は省略しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための重要な事項

・退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産を控除した額を計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年 改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合に係る税効果の取扱いについて、当該子会社株式等を売却した企業の計算書類において、当該売却損益に係る一時差異に対して繰延税金資産又は繰延税金負債が計上されているときは、従来、連結決算手続上、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の額は修正しないこととしておりましたが、当該一時差異に係る繰延税金資産又は繰延税金負債を取り崩すこととしました。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失（営業外費用）4百万円、固定資産 58,684百万円

#### ② 連結計算書類利用者の理解に資するその他の情報

##### ・算出方法

当社グループは、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小単位としての資産又は資産グループを、物流事業においては各営業所単位、不動産事業においては各物件単位、連結子会社においてはそれぞれ各会社単位としております。

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスの資産グループ及び市場価格が著しく下落した資産グループについては、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、減損損失の認識の要否の判定を行います。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り、減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額は減損損失として計上します。なお、資産グループごとの回収可能価額は正味売却価額と使用価値のうち、いずれか高い方の金額で測定しております。

##### ・主要な仮定

将来キャッシュ・フローは、取締役会により承認された予算を基に、過去の実績及び企業物流動向を考慮し、資産グループの主要な資産の経済的残存使用年数期間で見積っており、将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は予算の基礎となる営業収益の予測に用いる成長率です。

##### ・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

営業収益の予測は、将来の経済環境の変化などにより影響を受ける可能性があり、結果として将来キャッシュ・フローが減少した場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、影響を及ぼす可能性があります。

## (追加情報)

### (株式交付信託の導入)

当社は、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会の決議に基づき、取締役（社外取締役を除く、以下も同様です。）の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に株式報酬制度（以下、「本制度」といいます）を導入しております。

#### (1) 取引の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、当社が定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、役位に応じて各取締役が付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度であります。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任後の日であります。

#### (2) 信託に残存する当社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末106百万円（50,500株）であります。

### (株式給付信託（J-ESOP）の導入)

当社は、2025年2月28日開催の取締役会の決議に基づき、当社の株価や業績と従業員の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、中長期的な企業価値向上への従業員の意欲や士気を高めるため、一定の役位以上の当社の従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

#### (1) 取引の概要

本制度は、米国の ESOP（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた「従業員株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を給付する仕組みであります。当社は、従業員に対し役位等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。

#### (2) 信託に残存する当社の株式

本制度の導入に伴い、2025年3月19日に第三者割当による自己株式30,000株の処分をいたしました。信託に残存する当社株式は、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末95百万円（30,000株）であります。

## 4. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### ① 担保に供している資産

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 4,932百万円 |
| 土地      | 1,403百万円 |

#### ② 担保に係る債務

|       |          |
|-------|----------|
| 短期借入金 | 627百万円   |
| 長期借入金 | 3,141百万円 |

### (2) 有形固定資産の減価償却累計額 68,522百万円

### (3) 保証債務 15百万円

## 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首株式数<br>(千株) | 当連結会計年度増加株式数<br>(千株) | 当連結会計年度減少株式数<br>(千株) | 当連結会計年度末株式数<br>(千株) |
|-------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 15,217               | －                    | －                    | 15,217              |
| 自己株式  |                      |                      |                      |                     |
| 普通株式  | 63                   | 790                  | 30                   | 823                 |

- (注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式の普通株式数には、「株式交付信託」が保有する当社株式50千株が含まれております。また、当連結会計年度末の自己株式の普通株式数には、「株式交付信託」及び「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式80千株が含まれております。
2. 自己株式の普通株式数の増加790千株は、自己株式の取得による増加760千株、「株式給付信託（J-ESOP）」による当社株式の取得30千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。
3. 自己株式の普通株式数の減少30千株は、「株式給付信託（J-ESOP）」に対する自己株式の処分によるものであります。

### (2) 配当に関する事項

#### ① 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額 | 1株当たり配当額 | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|--------|----------|------------|------------|
| 2024年6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 836百万円 | 55.0円    | 2024年3月31日 | 2024年6月28日 |
| 2024年11月7日<br>取締役会   | 普通株式  | 872百万円 | 60.0円    | 2024年9月30日 | 2024年12月2日 |

- (注) 1. 2024年6月27日定時株主総会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金2百万円が含まれております。
2. 2024年11月7日取締役会決議による配当金の総額には、「株式交付信託」が保有する当社株式に対する配当金3百万円が含まれております。

#### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議                 | 株式の種類 | 配当金の総額   | 配当の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日        | 効力発生日     |
|--------------------|-------|----------|-------|--------------|------------|-----------|
| 2025年5月12日<br>取締役会 | 普通株式  | 1,157百万円 | 利益剰余金 | 80.0円        | 2025年3月31日 | 2025年6月2日 |

- (注) 配当金の総額には、「株式交付信託」及び「株式給付信託（J-ESOP）」が保有する当社株式に対する配当金6百万円が含まれております。

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入及び社債の発行により資金を調達しております。

受取手形及び取引先未収金に係る顧客の信用リスクは、「未収債権管理要領」に沿って取引先ごとに期日管理及び残高管理を行いリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。デリバティブ取引は、将来の金利の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。

なお、取引の内容については、取締役会において決定され、実行・管理は経理部が行っております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

|                    | 連結貸借対照表計上額 | 時価       | 差額   |
|--------------------|------------|----------|------|
| (1) 投資有価証券         |            |          |      |
| 其他有価証券             | 17,053     | 17,053   | —    |
| (2) 社債             |            |          |      |
| (1年内償還予定の社債を含む)    | (8,074)    | (7,987)  | △86  |
| (3) 長期借入金          |            |          |      |
| (1年内返済予定の長期借入金を含む) | (20,198)   | (19,524) | △674 |
| (4) 長期預り金          | (5,327)    | (4,944)  | △383 |
| (5) デリバティブ取引       | —          | —        | —    |

(注) 1. 負債に計上されているものについては、( ) 付数字で示しております。

2. 現金及び預金、受取手形及び取引先未収金、立替金、支払手形及び営業未払金、短期借入金、預り金については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

3. 非上場株式・その他（連結貸借対照表計上額3,559百万円）および組合出資金等（1,100百万円）は、「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含めておりません。

なお、非連結子会社株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額6,108百万円、いずれも非上場株式）についても、上表には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

| 区分                  | 時価     |      |      |        |
|---------------------|--------|------|------|--------|
|                     | レベル1   | レベル2 | レベル3 | 合計     |
| ① 投資有価証券<br>その他有価証券 | 17,053 | －    | －    | 17,053 |

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

| 区分                        | 時価   |        |      |        |
|---------------------------|------|--------|------|--------|
|                           | レベル1 | レベル2   | レベル3 | 合計     |
| ② 社債（1年内償還予定の社債を含む）       | －    | 7,987  | －    | 7,987  |
| ③ 長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む） | －    | 19,524 | －    | 19,524 |
| ④ 長期預り金                   | －    | 4,944  | －    | 4,944  |
| ⑤ デリバティブ取引                | －    | －      | －    | －      |

(注) 1. 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券 その他有価証券

その他有価証券は上場株式であり、活発な市場における無調整の相場価格を利用できることからレベル1に分類しております。

② 社債（1年内償還予定の社債を含む）

当社の発行する社債の時価は、日本証券業協会が公表する売買参考価格によっており、レベル2に分類しております。連結子会社の発行する社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

③ 長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル２に分類しております。

(※)金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金（下記⑤参照）については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額であります。

④ 長期預り金

長期預り金のうち主要なものは、将来キャッシュ・フローを無リスクの利子率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２に分類しております。

⑤ デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記③参照）。

(注) ２. 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債のうちレベル３の時価に関する情報  
レベル３に該当する金融商品に重要性がないため記載を省略しております。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

| 連結貸借対照表計上額 | 当連結会計年度末の時価 |
|------------|-------------|
| 23,661     | 84,979      |

(注) １. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。  
２. 当連結会計年度末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

## 8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

|               | 報告セグメント |       | 合計     |
|---------------|---------|-------|--------|
|               | 物流事業    | 不動産事業 |        |
| 営業収益          |         |       |        |
| 顧客との契約から生じる収益 | 70,065  | 946   | 71,012 |
| その他の収益（注）     | 2,612   | 4,995 | 7,607  |
| 外部顧客への営業収益    | 72,678  | 5,941 | 78,620 |

(注) 営業収益のその他の収益には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく賃貸収入等が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は「１. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(4)会計方針に関する事項 ⑤重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重要な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1株当たり純資産額 | 4,472円42銭 |
|-----------|-----------|

|            |         |
|------------|---------|
| 1株当たり当期純利益 | 337円22銭 |
|------------|---------|

当社は、取締役（社外取締役を除く）に対し、信託を用いた株式報酬制度「株式交付信託」及び一定の要件を満たした従業員に対し、「株式給付信託（J-ESOP）」の制度を導入しておりますが、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益の算定上、控除する自己株式に当該信託口が保有する当社株式を含めております。

なお、1株当たり純資産額の計算において期末発行済株式総数から控除した当該自己株式数は80,500株、1株当たり当期純利益の計算において期中平均株式数から控除した当該自己株式数は52,808株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 事業報告 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

### 1 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界経済が全体的に緩やかな成長を維持する中、雇用・所得環境の改善等を背景に、個人消費や企業の設備投資に持ち直しの動きが見られたことから、景気は緩やかな回復基調で推移しました。一方で、物価上昇の長期化が消費者マインドの下振れ等を通じ家計に与える影響や、米国の通商政策をめぐる今後の不確実性の高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような経済情勢にあって、物流業界では、消費財等の国内貨物の荷動きは横ばいで推移しましたが、輸出入は円安効果による生産財の輸出や部品・部材類の輸入等を中心に、堅調な荷動きで推移しました。また、不動産業界では、都市部におけるオフィスビル市場は、空室率が引き続き低下傾向を示し、賃料についても上昇が見られるなど、全体的に安定的に推移しました。

こうした事業環境のもと、当社グループは、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、拠点ネットワーク拡充による取扱量の増大をはかるとともに、DX推進の取組みを一層強化し、省人化とオペレーションの効率化を進め、業務プロセスの最適化に努めることで、採算性の向上に継続的に取り組みました。また、不動産事業においては、既存施設の計画的に保守改良工事を実施することで、現有資産の価値向上をはかるとともに、適正料金の収受に努めることで、安定的な収益基盤の確保と強化を推進しました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は、前期および当期新たに取扱いを開始した倉庫業務や陸上運送業務が業績に寄与したことを主要因として、前期比52億2百万円（7.1%）増の786億2千万円、コスト上昇に見合う適正料金の収受等により、営業利益は同3億9千7百万円（9.3%）増の46億6千8百万円、経常利益は同4億9千1百万円（9.7%）増の55億8千3百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、政策保有株式の売却益や、前期に発生した固定資産処分損の解消により、前期比11億8千万円（31.6%）増の49億8百万円となりました。

なお、当社個別の営業収益は656億3千3百万円（前期比8.9%増）、営業利益は39億9千万円（同8.2%増）、経常利益は47億6千2百万円（同2.7%増）、当期純利益は43億4千5百万円（同22.1%増）となりました。

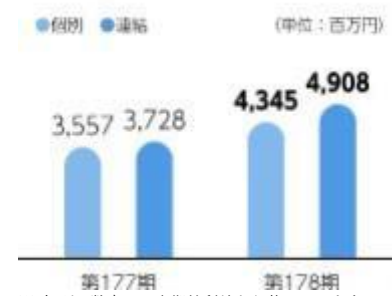
### 営業収益



### 経常利益



### 親会社株主に帰属する当期純利益



※ 個別の数字は、当期純利益を記載しています。

セグメント別概況

| 物流事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                     |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------|
| 営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 72,685百万円（前期比7.4％増） |
| 営業利益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3,884百万円（前期比18.6％増） |
| 業績の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>倉庫業務や陸上運送業務において、前期に取扱いを開始した飲料や工場内物流請負業務に加え、当期新たに取扱いを開始した医薬品や医療機器、食品等が寄与したほか、EC関連の取扱いが増加しました。また、コスト上昇への対応として、適正な運賃や料金の確保に努めることで、収益性の維持に取り組みました。</li><li>港湾運送業務は、前期に取扱いを開始した飲料の荷捌業務が寄与したほか、船内荷役業務の取扱いが増加しました。</li><li>国際輸送業務は、輸入航空貨物の取扱いは増加したものの、アジア域内航路における海上運賃単価の下振れに加え、輸出入海上貨物や輸出航空貨物の取扱いが低調に推移したことから減少となりました。</li><li>当社グループの強みである、飲料物流や多品種小ロット物流においては、拠点ネットワーク拡充による取扱量の増大をはかるとともに、DX推進の取組みを一層強化し、省人化とオペレーションの効率化を進め、業務プロセスの最適化に努めることで、採算性の向上に継続的に取り組みました。</li></ul> |                     |
| 不動産事業                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |
| 営業収益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 6,403百万円（前期比6.7％増）  |
| 営業利益                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 3,350百万円（前期比11.8％増） |
| 業績の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                     |
| <ul style="list-style-type: none"><li>施設の稼働率向上に伴い、空調設備使用料等の不動産付帯収入が増加したことに加え、ビル工事請負業務が好調に推移しました。</li><li>既存施設においては、計画的に保守改良工事を実施することで、現有資産の価値向上をはかるとともに、適正料金の収受に努めることで、安定的な収益基盤の確保と強化を推進しました。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                     |



(2) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

| 区分              |       | 第175期<br>(2022年3月期) | 第176期<br>(2023年3月期) | 第177期<br>(2024年3月期) | 第178期<br>(2025年3月期)<br>当連結会計年度 |
|-----------------|-------|---------------------|---------------------|---------------------|--------------------------------|
| 営業収益            | (百万円) | 71,746              | 78,504              | 73,417              | 78,620                         |
| 経常利益            | (百万円) | 6,924               | 5,847               | 5,091               | 5,583                          |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | (百万円) | 5,257               | 3,759               | 3,728               | 4,908                          |
| 1株当たり当期純利益      | (円)   | 345.79              | 247.80              | 246.07              | 337.22                         |
| 総資産             | (百万円) | 108,991             | 115,831             | 112,772             | 117,446                        |
| 純資産             | (百万円) | 53,655              | 57,872              | 62,627              | 65,328                         |

②当社の財産および損益の状況の推移

| 区分         |       | 第175期<br>(2022年3月期) | 第176期<br>(2023年3月期) | 第177期<br>(2024年3月期) | 第178期<br>(2025年3月期)<br>当事業年度 |
|------------|-------|---------------------|---------------------|---------------------|------------------------------|
| 営業収益       | (百万円) | 61,593              | 65,299              | 60,287              | 65,633                       |
| 経常利益       | (百万円) | 4,381               | 4,771               | 4,637               | 4,762                        |
| 当期純利益      | (百万円) | 3,008               | 2,630               | 3,557               | 4,345                        |
| 1株当たり当期純利益 | (円)   | 197.89              | 173.44              | 234.78              | 298.53                       |
| 総資産        | (百万円) | 97,528              | 100,084             | 97,317              | 101,766                      |
| 純資産        | (百万円) | 48,189              | 50,211              | 54,242              | 55,351                       |

### (3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、雇用・所得環境の改善や企業業績の持ち直しを背景として、緩やかな回復基調が続くことが見込まれます。一方で、物価上昇や人手不足等、経済活動に与える下押し要因に加えて、米国の保護主義的な通商政策による国際貿易の不透明感や景気鈍化への懸念が高まっております。

このような事業環境のもと、当社グループは、2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」、中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」で掲げた事業戦略に基づき、以下の課題に取り組んでまいります。

- ① 物流事業の収益力強化
- ② 国内/海外における物流ネットワークの拡充
- ③ 物流の枠を超えた業域の拡大
- ④ 不動産ポートフォリオの拡充
- ⑤ ESGへの取り組みの強化

当社グループでは、事業の成長は堅固な経営基盤の上に成り立つとの認識から、財務体質の改善、事業インフラの整備に取り組むとともに、コンプライアンスの徹底、コーポレート・ガバナンスの強化により経営品質を向上させてまいります。加えて、サステナビリティ推進基本方針を策定し、以下の6項目をマテリアリティ（重要課題）と定めております。

- a 地球温暖化の防止
- b 循環経済への転換
- c 安全・安心の実現
- d イノベーションの活用
- e 人権の尊重
- f 共存共栄の追求

当社グループのみならず社会にとっても持続可能な成長につながる課題の解決に事業活動を通じて取り組むことにより、企業価値を向上させてまいります。

引き続き、積極的なディスクロージャーを展開し、株主・投資家の皆様はもとより、広く社会の方々に当社グループの経営戦略をお伝えしてまいります。

厳しい事業環境ではございますが、お客様や社会から確かな信頼を得られる企業であり続けることを目指してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### （４）設備投資の状況

①当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は65億1千2百万円（支払いベース）であります。

②当連結会計年度中の主要な投資案件は、次の通りであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

物流事業 当社 横浜支店 本牧営業所 物流倉庫新築工事

（横浜市中区 地上4階建、延床面積22,656㎡、2024年10月竣工）

#### （５）資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、第10回無担保社債（50億円）の発行をもって充当いたしました。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会社名          | 本店所在地    | 資本金      | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容           | 主要な営業拠点                                   |
|--------------|----------|----------|--------------|-------------------|-------------------------------------------|
| 澁澤陸運㈱        | 東京都江東区   | 80百万円    | 100.0%       | 貨物自動車運送業<br>倉庫業   | 東京、神奈川、千葉、<br>埼玉、群馬、愛知、福井、<br>滋賀、大阪、兵庫、山口 |
| 大宮通運㈱        | 埼玉県さいたま市 | 45       | 80.1         | 貨物自動車運送業<br>倉庫業   | 埼玉                                        |
| 日正運輸㈱        | 東京都江東区   | 100      | 100.0        | 貨物自動車運送業<br>倉庫業   | 北海道、新潟、東京、<br>大阪、兵庫、福岡、宮崎                 |
| 北海澁澤物流㈱      | 北海道札幌市   | 90       | 100.0        | 貨物自動車運送業<br>倉庫業   | 北海道                                       |
| 平和みらい㈱       | 静岡県静岡市   | 50       | 68.2         | 貨物自動車運送業<br>倉庫業   | 静岡                                        |
| 澁澤(香港)有限公司   | 香港       | 10百万HK\$ | 100.0        | 輸出入貨物の取扱事業<br>倉庫業 | 香港                                        |
| 澁澤物流(上海)有限公司 | 中国       | 1百万US\$  | 100.0        | 輸出入貨物の取扱事業<br>倉庫業 | 中国                                        |

(注) 1. 大宮通運㈱および平和みらい㈱における当社の議決権比率は、当社子会社が有する議決権の個数も合わせて算出しております。  
2. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社7社を含む計9社であります。

(7) 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

| 名称   | 所在地     | 名称      | 所在地     |
|------|---------|---------|---------|
| 本社   | 東京都江東区  | 神戸支店    | 兵庫県神戸市  |
| 東京支店 | 東京都江東区  | 中国・九州支店 | 福岡県糟屋郡  |
| 横浜支店 | 神奈川県横浜市 | 引越営業支店  | 東京都江戸川区 |
| 中部支店 | 愛知県小牧市  | 不動産部    | 東京都江東区  |
| 大阪支店 | 大阪府大阪市  | —       | —       |

(8) 使用人の状況 (2025年 3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

| 事業部門    | 使用人数          | 前連結会計年度末比増減 |
|---------|---------------|-------------|
| 物流事業    | 1,187名 (140名) | 10名減 (19名増) |
| 不動産事業   | 25名 (一名)      | 1名増 (一名)    |
| 計       | 1,212名 (140名) | 9名減 (19名増)  |
| 全社 (共通) | 75名 (一名)      | 7名増 (一名)    |
| 合計      | 1,287名 (140名) | 2名減 (19名増)  |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前期末比増減     | 平均年齢   | 平均勤続年数  |
|-----------|------------|--------|---------|
| 538名 (6名) | 14名増 (4名減) | 43歳0ヵ月 | 17年11ヵ月 |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(9) 主要な借入先の状況 (2025年 3月31日現在)

| 借入先       | 借入額       |
|-----------|-----------|
| シンジケートローン | 12,000百万円 |
| 横浜市       | 2,700     |
| ㈱みずほ銀行    | 1,645     |
| ㈱埼玉りそな銀行  | 1,356     |
| ㈱日本政策投資銀行 | 650       |
| 農林中央金庫    | 610       |
| 第一生命保険㈱   | 500       |
| ㈱三菱UFJ銀行  | 476       |

(注) シンジケートローンは、㈱みずほ銀行を主幹事とするその他26行によるものです。

## 2 会社の現況

### （１）株式に関する事項（2025年３月31日現在）

|             |                              |
|-------------|------------------------------|
| ①発行可能株式総数   | 48,000,000株                  |
| ②発行済株式の総数   | 15,217,747株（自己株式743,388株を含む） |
| ③単元株式数      | 100株                         |
| ④株主数        | 5,469名                       |
| ⑤大株主（上位10名） |                              |

| 株主名                                         | 持株数        | 持株比率   |
|---------------------------------------------|------------|--------|
| ㈱バン・パシフィック・インターナショナルホールディングス                | 1,448,200株 | 10.01％ |
| 日本マスタートラスト信託銀行㈱（信託口）                        | 1,085,400  | 7.50   |
| 清水建設㈱                                       | 749,800    | 5.18   |
| みずほ信託銀行㈱ 退職給付信託 みずほ銀行口<br>再信託受託者 ㈱日本カストディ銀行 | 716,700    | 4.95   |
| トーア再保険㈱                                     | 652,000    | 4.50   |
| 中央日本土地建物㈱                                   | 528,100    | 3.65   |
| ㈱帝京大学                                       | 422,600    | 2.92   |
| ㈱埼玉りそな銀行                                    | 400,000    | 2.76   |
| 日本ゼオン㈱                                      | 334,000    | 2.31   |
| ㈱日本カストディ銀行（信託口）                             | 327,000    | 2.26   |

（注）持株比率は、自己株式（743,388株）を控除して計算しております。

### （２）当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会社役員に関する事項

①取締役および監査役の氏名等 (2025年3月31日現在)

| 会社における地位           | 氏名    | 担当および重要な兼職の状況                                                          |
|--------------------|-------|------------------------------------------------------------------------|
| ※ 取締役社長<br>兼社長執行役員 | 大隅 毅  | 物流部門管掌                                                                 |
| ※ 取締役<br>兼専務執行役員   | 倉谷伸之  | 不動産部門・管理部門管掌                                                           |
| 取締役<br>兼常務執行役員     | 大橋 武  | 物流部門副担当                                                                |
| 社外取締役              | 松本伸也  | 丸の内総合法律事務所 顧問<br>㈱インプレスホールディングス 社外監査役<br>大平洋金属㈱ 社外取締役                  |
| 社外取締役              | 力石晃一  | ㈱村上開明堂 社外取締役                                                           |
| 社外取締役              | 馬場佳子  | 横浜市財産評価審議会 委員長<br>よこはま都市未来研究所 代表<br>横浜地方裁判所川崎支部 民事調停員<br>横浜家庭裁判所 家事調停員 |
| 監査役（常勤）            | 星 正俊  |                                                                        |
| 監査役（常勤）            | 森 進   |                                                                        |
| 社外監査役              | 志々目昌史 | 志々目法律事務所 弁護士<br>東海運㈱ 社外監査役                                             |
| 社外監査役              | 吉田芳一  | 吉田芳一税理士事務所 税理士                                                         |
| 社外監査役              | 柏崎博久  |                                                                        |

(注) 1. ※印は、代表取締役であることを示しております。  
2. 当社は取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏ならびに監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の各氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
3. 取締役松本伸也、力石晃一および馬場佳子の各氏ならびに監査役志々目昌史および吉田芳一の両氏は、「当社株式の大量取得行為に関

- する対応策（買収防衛策）」に規定する独立委員会委員であります。
- 4. 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会において、馬場佳子氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
  - 5. 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会において、星正俊および森進の両氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
  - 6. 2024年6月27日開催の第177期定時株主総会終結の時をもって、真鍋雅信および工藤慎二の両氏は任期満了により監査役を退任いたしました。
  - 7. 取締役力石晃一氏は、2024年6月26日付で富士石油㈱の社外監査役を、2024年6月30日付で日本郵船㈱のアドバイザーを退任いたしました。
  - 8. 取締役馬場佳子氏は、2024年8月31日付で横浜市空家等対策協議会委員を退任いたしました。
  - 9. 監査役志々目昌史氏は、2024年6月26日付で㈱横浜ブリッジホールディングスの社外監査役を退任いたしました。
  - 10. 監査役吉田芳一氏は、2024年8月29日付で㈱シー・エス・ランバーの社外監査役を、2025年3月27日付で伊勢化学工業㈱の社外監査役を退任いたしました。

（ご参考）

取締役兼務執行役員以外の執行役員は、以下のとおりとなっております。 （2025年4月1日現在）

| 会社における地位 | 氏名   | 担当                 |
|----------|------|--------------------|
| 常務執行役員   | 石井啓志 | 物流部門管掌役員補佐 横浜支店長   |
| 常務執行役員   | 青野宣昭 | 管理部門管掌役員補佐         |
| 上級執行役員   | 高橋伸一 | 物流部門管掌役員補佐         |
| 上級執行役員   | 平川仁司 | 大阪支店長              |
| 上級執行役員   | 大宮栄一 | 日正運輸㈱代表取締役社長       |
| 上級執行役員   | 浅原邦康 | 神戸支店長              |
| 上級執行役員   | 菅野康弘 | 管理部門管掌役員補佐 総務部長    |
| 上級執行役員   | 鈴木保志 | 東京支店長              |
| 執行役員     | 佐瀬正文 | 平和みらい㈱代表取締役社長      |
| 執行役員     | 篠 浩志 | 澁澤ファシリティーズ㈱代表取締役社長 |
| 執行役員     | 森山宗樹 | 総合企画部長             |
| 執行役員     | 池田 覚 | 経理部長               |
| 執行役員     | 山田政和 | リスク管理部長            |
| 執行役員     | 神田純一 | 広域営業部長             |
| 執行役員     | 吉田 崇 | 国際営業部長             |
| 執行役員     | 本橋昌臣 | 澁澤陸運㈱代表取締役社長       |

②取締役および監査役の報酬等

- a. 役員の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の報酬等の決定方針を取締役会で決議しており、2025年3月31日開催の取締役会において、役

員の報酬等の決定方針の一部改訂を決議しました。当該改訂後の内容は下記のとおりです。

(a) 取締役の報酬等の決定方針

当社の取締役の報酬は、当社グループビジョンの実現、持続的な企業価値の向上を目指す適切なインセンティブとして機能すると同時に、各役員が担う役割、責任と成果を反映させた報酬体系とすることを基本方針とし、具体的には、金銭報酬である固定報酬および業績連動報酬と非金銭報酬である株式報酬によって構成します。なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定報酬のみとします。取締役の個人別の報酬等の額および内容は、透明性・公平性を確保するために、株主総会の決議によって定められた報酬総額の範囲内で、取締役会の委任を受けたガバナンス委員会において決定します。当社は、取締役（執行役員兼務を含み、社外取締役を除く。以下同じ。）を含む上級執行役員以上の執行役員の金銭報酬に年俸制を適用しており、年俸規程を取締役会で制定しています。各役員の年俸は、役位および在任期間等を考慮要素としてガバナンス委員会が定めている等級別年俸基準額表に基づいて決定しています。また、株式報酬に関する取扱いについては、株式交付規程を取締役会において制定し、各取締役への交付はガバナンス委員会が定める役位別基礎金額に基づいて決定しています。

i. 固定報酬に関する方針

取締役の固定報酬は、等級別年俸基準額表に基づいて算出される等級別年俸基準額に90%を乗じて決定します。

ii. 業績連動報酬に関する方針

取締役の業績連動報酬は、(ア) 等級別年俸基準額に10%を乗じた額に、(イ) 年俸の計算期間開始時の属する事業年度における会社（または企業グループ）の業績目標および本人の業績目標の達成状況を公正に評価して算出される目標達成率に応じた係数を乗じて決定します。業績連動報酬の適用基準は次のとおりです。

- (i) 目標達成率の算定の基礎となる、業績目標の指標は、親会社株主に帰属する当期純利益としております。ただし、予算および実績の算出における税金計算等の調整の煩雑さを考慮し、連結各社の税引前当期純利益の単純合計を業績目標の指標に用いることができることとしております。
- (ii) 目標達成率は、各業績目標の通期修正予算（上半期期初予算＋下半期修正予算）に対する実績数値（特殊要素加減後）の100分比とします。なお、実績数値に対して加減すべき特殊要素については、ガバナンス委員会において決定します。
- (iii) 取締役が物流または不動産部門の部長や支店長等を兼務する場合には、目標達成率に応じた係数（支給係数）を算定する際に、取締役としての支給係数の50%、物流または不動産部門の執行役員としての支給係数（業績目標の指数は、担当部門または担当部所の経常利益とします。）の50%を合算した値を、当該取締役の支給係数とします。

iii. 株式報酬に関する方針

株式報酬については、株式交付規程に従い、当社が金銭を拠出することにより設定する信託を通じて、原則、その役位等に応じて毎年付与したポイント数に応じて、各取締役の退任以後に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。ポイント数の算定基礎に用いる取締役の役位ごとに定める役位別基礎金額は、透明性・公平性を確保するために、取締役会の委任を受けてガバナンス委員会において決定するものとします。

iv. 固定報酬の額、業績連動報酬の額および株式報酬の額の割合の決定に関する方針

金銭報酬である固定報酬、業績連動報酬については、等級別年俸基準額に90%を乗じた額を固定報酬、10%を乗じた額に支給係数を乗じた額を業績連動報酬とします。金銭報酬に対する株式報酬の比率は10対1を目安とします。

v. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

固定報酬は、ガバナンス委員会において決定した金額の12分の1を毎月支給します。また、業績連動報酬は、ガバナンス委員会において額を決定し、6月に支給します。株式報酬については、株式交付規程に従い、原則、各取締役の退任後の日に当社株式および当社株式に代わる時価相当額の金銭を交付するものとします。

vi. 報酬等の決定の委任に関する事項

ガバナンス委員会は、取締役会の委任を受け、上記 i. ii. iii. の方針に基づき、個人別の金銭報酬に係る報酬等の額および株式報酬に係る役位別基礎金額を決定する権限を持ちます。委員の構成につきましては、透明性・公平性を確保するため、社外取締役3名および代表取締役社長の合計4名とし、委員長は松本伸也社外取締役、委員は力石晃一社外取締役、馬場佳子社外取締役、大隅毅代表取締役社長（物流部門管掌）とします。なお、株式報酬に係るその他の報酬等に関する事項は取締役会において決定します。

(b) 監査役の報酬等の決定方針

当社の監査役の報酬は、その総額を株主総会の決議によって定め、各監査役への配分については、監査役の協議により監査役会で決定しております。なお、業務執行から独立した立場である監査役については、業績連動報酬は相応しくないため、固定報酬のみとしております。

b. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額            | 報酬等の種類別の総額        |             |             | 対象となる<br>役員の員数 |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|-------------|----------------|
|                  |                   | 固定報酬              | 業績連動報酬      | 非金銭報酬       |                |
| 取締役<br>（うち社外取締役） | 124百万円<br>（17百万円） | 104百万円<br>（17百万円） | 9百万円<br>（―） | 9百万円<br>（―） | 6名<br>（3名）     |
| 監査役<br>（うち社外監査役） | 42<br>（16）        | 42<br>（16）        | ―<br>（―）    | ―<br>（―）    | 7<br>（3）       |
| 合計<br>（うち社外役員）   | 166<br>（33）       | 147<br>（33）       | 9百万円<br>（―） | 9百万円<br>（―） | 13<br>（6）      |

（注） 1. 対象となる役員の員数および報酬等の総額には、2024年6月27日開催の第177期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役2名分が含まれています。  
2. 非金銭報酬は、当事業年度における株式報酬の株式給付引当金繰入額であります。

c. 業績連動報酬に関する事項

業績連動報酬に係る業績指標の内容およびその額の算定方法は上記a.（a）ii.に記載のとおりであり、取締役はグループ全体の経営に責任を持つことから、当該業績指標を選定しております。当事業年度に係る業績連動報酬については、その目標とする指標として当事業年度に係る連結各社の税引前当期純利益の単純合計を使用しております。係る指標の実績値は7,172百万円、業績連動報酬の算出に適用する実際の目標達成率（特殊要素を加減後）は、107.20%でありました。

d. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、取締役報酬額を「年額350百万円以内（使用人分給与を含まない）」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における取締役の員数は11名です。また、2022年6月29日開催の第175期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）を対象に、新たに当社が金銭を拠出して設定する信託が当社株式を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて対象者に交付される株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入するべく、上記株主総会の決議とは別枠で、2027年6月の定時株主総会終結日までの5年間の対象期間において、当社株式の取得資金として120百万円（ただし、取締役会の決定により、対象期間を5年以内の期間を都度定めて延長することができ、係る延長をした場合における延長分の期間においては延長分の対象期間の事業年度数に24百万円を乗じた金額）を上限に、金銭を当該信託に拠出することおよび当社が各対象者に付与するポイントの総数は1事業年度あたり17,000ポイントを上限とすることについてご承認いただいております。当該株主総会終結時点における対象者である取締役の員数は4名です。2006年6月29日開催の第159期定時株主総会において、監査役報酬額を「年額50百万円以内」とご承認いただいております。当該株主総会終結時点における監

査役の数員数は5名です。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定の委任に関する事項

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の金銭報酬については、取締役会の委任を受け、ガバナンス委員会において決定しております。株式報酬については、取締役会の委任を受け、株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定しております。ガバナンス委員会に委任した理由は、取締役の個人別の報酬等の決定に係る手続きおよびその内容の透明性・公平性を確保するためです。なお、ガバナンス委員会の構成員は上記a.(a)vi.に記載のとおりです。

f. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記a.(a)の方針に沿うものであると判断した理由

上記e.に記載のとおり、金銭報酬の固定報酬および業績連動報酬は上記a.(a)の方針に基づいてガバナンス委員会において決定し、株式報酬についても、上記a.(a)の方針に基づいて株式報酬に係る役位別基礎金額をガバナンス委員会において決定していることから、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が上記a.(a)の方針に沿うものであると判断しております。

③社外役員に関する事項

a．他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位および氏名 | 重要な兼職先および地位             | 重要な兼職先と当社との関係 |
|---------------|-------------------------|---------------|
| 取締役 松本伸也      | 丸の内総合法律事務所 顧問           | 特別の関係はありません。  |
|               | (株)インプレスホールディングス 社外監査役  | 特別の関係はありません。  |
|               | 大平洋金属(株) 社外取締役          | 特別の関係はありません。  |
| 取締役 力石晃一      | (株)村上開明堂 社外取締役          | 特別の関係はありません。  |
|               | 富士石油(株) 社外監査役           | 特別の関係はありません。  |
|               | 日本郵船(株) アドバイザー          | 特別の関係はありません。  |
| 取締役 馬場佳子      | 横浜市財産評価審議会 委員長          | 特別の関係はありません。  |
|               | よこはま都市未来研究所 代表          | 特別の関係はありません。  |
|               | 横浜地方裁判所川崎支部 民事調停員       | 特別の関係はありません。  |
|               | 横浜家庭裁判所 家事調停員           | 特別の関係はありません。  |
|               | 横浜市空家等対策協議会委員           | 特別の関係はありません。  |
| 監査役 志々目昌史     | 志々目法律事務所 弁護士            | 特別の関係はありません。  |
|               | 東海運(株) 社外監査役            | 特別の関係はありません。  |
|               | (株)横河ブリッジホールディングス 社外監査役 | 特別の関係はありません。  |
| 監査役 吉田芳一      | 吉田芳一税理士事務所 税理士          | 特別の関係はありません。  |
|               | (株)シー・エス・ランバー 社外監査役     | 特別の関係はありません。  |
|               | 伊勢化学工業(株) 社外監査役         | 特別の関係はありません。  |

b. 当事業年度における主な活動状況

| 会社における地位および氏名                                                                                 | 出席状況、発言状況および社外取締役 に期待される役割 に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 松本伸也                                                                                      | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回（94.4％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会を主導しております。客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特にガバナンスおよびコンプライアンス等に関する観点から業務執行全般について監督、助言を行うなど、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。      |
| 取締役 力石晃一                                                                                      | 当事業年度開催の取締役会18回のうち17回（94.4％）に出席しております。主に、総合海運企業の経営における知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会において、客観的・中立的立場から取締役会から委任を受けた取締役および年俸制対象執行役員の報酬等の決定や、取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特に総合海運企業の経営で得た知識と経験を活かして、物流部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。 |
| 取締役 馬場佳子                                                                                      | 2024年6月27日就任以降の当事業年度開催の取締役会14回すべて（100％）に出席しております。主に、不動産事業の経験と専門的見地ならびに公共団体委員や調停員としての知識と経験を活かして、取締役会において必要な発言を適宜行っております。また、ガバナンス委員会の委員として、客観的・中立的立場から取締役会から諮問された当社の取締役候補者の選定等に関する答申をしております。特に、不動産事業の経験と専門的見地および公共団体委員や調停員としての知識と経験を活かして、管理部門を含む業務全般について監督、助言を行う等、社外取締役として同氏に期待される役割を適切に果たしております。      |
| （注）取締役馬場佳子氏は、2024年6月27日開催の第177期定時株主総会において、新たに取締役に選任されているため、同日以降に開催された取締役会の回数に対する出席率を算出しております。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

| 会社における地位および氏名 | 出席状況および発言状況                                                                                                                                                                  |
|---------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 監査役 志々目昌史     | 当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に、監査役会15回すべて（100％）に出席しております。主に、弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよびコンプライアンス体制等について適宜、必要な発言を行っております。    |
| 監査役 吉田芳一      | 当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に、監査役会15回すべて（100％）に出席しております。主に、税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。          |
| 監査役 柏崎博久      | 当事業年度開催の取締役会18回すべて（100％）に、監査役会15回すべて（100％）に出席しております。主に、金融関係企業の経営における知識と経験を活かして、取締役会において、取締役会の意思決定の適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制システムおよび内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。 |

c．責任限定契約に関する事項

当社は、社外取締役ならびに社外監査役として有能な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第1項により、当社定款第31条第2項および第40条第2項において、社外取締役ならびに社外監査役との間で当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。当該定款の規定に基づき、当社が社外取締役ならびに社外監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

(a) 社外取締役との契約

社外取締役が善意でかつ重大な過失がない場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

(b) 社外監査役との契約

社外監査役が善意でかつ重大な過失がない場合は、700万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、会社法第423条第1項の賠償責任を負うものとしております。

④役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定された役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役および常務執行役員、上級執行役員等の主要な業務執行者（以下「役員等」という。）であり、保険料については、取締役、監査役、常務執行役員、上級執行役員が特約部分も含め当社が全額負担（2024年4月～6月は10%を役員等が負担）しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約により、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補しています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する事象等に関して一定の免責事由があります。役員等の職務の適正性が損なわれないようにするため、保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしています。

（5）会計監査人の状況

①会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

②報酬等の額

|                                      | 支払額   |
|--------------------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額               | 48百万円 |
| 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

（注）1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、②の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社監査役会は、当事業年度の監査計画の内容、監査予定日数、監査要員および従前事業年度の職務執行の状況ならびに業務の特性等、諸要素を勘案した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意をしております。

③非監査業務の概要

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である第10回無担保社債の発行にかかるコンフォートレター作成業務についての対価を支払っております。

④会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会において、会計監査人が、会社法第340条第1項各号記載の事由のいずれかに該当し、解任することが相当と認める場合には、会計監査人を解任いたします。

また、上記のほか、当社監査役会において、会計監査人について、その職務の遂行に関する公正性や適正性を確保することができないと判断する場合や、より適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合などには、会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要に応じて、会計監査人の解任または不再任に関する決定を行います。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑥当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算書類監査の状況

当社の重要な子会社のうち、澁澤(香港)有限公司および澁澤物流(上海)有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法または金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けております。

### 3 会社の体制および方針

#### (1) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針を定めており、2024年6月27日開催の取締役会において下記のとおり一部改訂することを決議しました。当該改訂後の内容は下記のとおりです。

##### ①基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務および事業の内容ならびに企業価値の源泉を理解し、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上させていくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主の皆様が株式の大量買付の内容等を検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

そもそも、当社がニーズの多様化に対応した高品質なサービスを提供し、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させていくためには、(ア) 物流事業と不動産事業を両輪とするビジネスモデル、(イ) 物流事業における効率化ソリューションと不動産事業における資産有効活用のノウハウ、(ウ) 健全な財務体質、(エ) 専門性を有する人材の育成と確保、(オ) 取引先との信頼関係、および(カ) 創業以来の企業文化等が不可欠であり、物流事業と不動産事業の均衡がとれた発展が保障されなければなりません。

これらが当社の株式の大量買付を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。また、買収者からの大量買付の提案を受けた際には、上記事項のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果その他当社の企業価値を構成する事項等、さまざまな事項を適切に把握したうえ、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

そこで、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、当社は必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保をはかる必要があると考えております。

## ②基本方針実現のための取組みの具体的な内容の概要

### a. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、上記基本方針を実現するために、更なる成長を目指した2030年を見据えた長期ビジョン「Shibusawa 2030 ビジョン」を2021年度から、3ヵ年の中期経営計画「澁澤倉庫グループ中期経営計画2026」を2024年度からスタートさせております。

「Shibusawa 2030 ビジョン」では、持続的な企業価値向上のため、事業の競争力強化とサービス領域の拡大、ESG経営の確立により、『お客さまの事業活動に新たな価値を生み出すValue Partner』を目指します。「澁澤倉庫グループ中期経営計画 2026」では、成長戦略の基本方針として、(ア) 物流事業の収益力強化、(イ) 国内/海外における物流ネットワークの拡充、(ウ) 物流の枠を超えた「業域の拡大」、(エ) 不動産事業ポートフォリオの拡充、(オ) ESGへの取組み強化を掲げ、その実現に取り組むとともに、成長戦略を支える経営基盤の構築にも取り組んでおります。

また、当社は、当社事業の公共性をも踏まえ、当社事業の持続的成長を実現することを旨としており、その社会的使命と責任を果たすため、「コーポレートガバナンス方針」を策定し、(ア) 資本政策の基本的な方針、(イ) 政策保有株式の保有方針と議決権行使基準、(ウ) 企業年金の積立金の運用、(エ) サステナビリティを巡る課題への取組み、(オ) 役員候補者の指名と役員報酬の決定方針と手続き、(カ) 社外役員の独立性判断基準、(キ) 株主・投資家との建設的な対話に関する方針等を定めております。また、複数名の社外取締役および複数名の社外監査役による経営の監視機能を充実させるとともに、取締役会の諮問機関として、社外取締役2名以上を含むガバナンス委員会を設置することにより、コーポレートガバナンスの強化をはかっております。

### b. 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取組みの概要

当社は、2022年5月23日開催の取締役会および同年6月29日開催の当社第175期定時株主総会の決議に基づき、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の内容を一部変更したうえで、これを更新いたしました（以下、変更後の対応策を「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付を抑止するとともに大量買付が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案したり、あるいは株主の皆様にかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能にすることを目的としています。

本プランは、当社株券等の20%以上を買収しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

買収者は、本プランに係る手続きに従い、当社取締役会において本プランを発動しない旨が決定された場合に当該決定時以降に限り当社株券等の大量買付を行うことができるものとされています。買収者が本プランに定められた手続きに従わない場合や当社株券等の大量買付が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を

毀損するおそれがある場合等で、本プラン所定の発動要件を充たす場合には、当社は、買収者等による権利行使は原則として認められないとの行使条件および当社が買収者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の当社を除くすべての株主の皆様に対して新株予約権無償割当ての方法により割当てます。本プランに従って、新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買収者以外の株主の皆様が当社株式が交付された場合には、買収者の有する当社の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

当社は、本プランに従った新株予約権の無償割当ての実施、不実施または取得等の判断については、取締役会の恣意的判断を排するため、当社経営陣から独立した社外取締役および社外監査役のみから構成される独立委員会を設置し、その客観的な判断を経るものとしております。また、当社取締役会は、これに加えて、本プラン所定の場合には、株主総会を招集し、株主の皆様の意思を確認することがあります。こうした手続きの過程については、適宜株主の皆様に対して情報開示がなされ、その透明性を確保することにしております。

### ③具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の事業活動方針およびコーポレートガバナンスの強化等の各施策は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに当社の基本方針に沿うものです。

また、本プランは、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させる目的をもって更新されたものであり、当社の基本方針に沿うものです。特に、本プランは、株主総会において株主の皆様の承認を得たうえで更新されたものであること、当社取締役会は一定の場合に、本プランの発動の是非等について株主の皆様の意思を確認するとされていること、本プランの有効期間は約3年と定められたうえ、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によりいつでも廃止できるとされていることなどから株主の皆様の意思を重視していること、独立性を有する社外取締役等のみから構成される独立委員会が設置されており、本プランの発動に際しては独立委員会の勧告を必ず経ることが必要とされていること、その内容として合理的な客観的要件が設定されていることなどにより、その公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであって、当社の役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## （２）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本とし、配当性向40%を目安に、年間配当金100円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

この方針に基づき、2025年5月12日開催の取締役会決議により、当事業年度末日（2025年3月31日）を基準日とする期末配当金を1株当たり80円とさせていただきました。中間配当金60円と合わせた年間配当金は、1株当たり140円となり、前事業年度と比べて40円（40.0%）の増配となります。

なお、当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、「剰余金の配当等の決定に関する方針」の一部改定を決議し、改定後の方針を第179期から適用することといたしました。当該改定後の内容は下記のとおりです。

当社は、財務健全性の維持を前提に成長投資を積極的に行ったうえで、業績および将来の見通しに配慮しながら配当性向50%以上を基準に、年間配当金140円を下限とした累進的な配当を実施してまいります。

この改定後の方針に基づき、次期の配当金につきましては、中間配当金90円、期末配当金90円、年間配当金1株当たり180円を予定しております。

---

（注）本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てとし、また、百分比につきましては、表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

|                                                                                                                                                                                                                   |               |             |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                                       |               | 2025年5月21日  |
| 澁澤倉庫株式会社                                                                                                                                                                                                          |               |             |
| 取締役会 御中                                                                                                                                                                                                           |               |             |
|                                                                                                                                                                                                                   | EY新日本有限責任監査法人 |             |
|                                                                                                                                                                                                                   | 東京事務所         |             |
|                                                                                                                                                                                                                   | 指定有限責任社員      | 公認会計士 千葉 達也 |
|                                                                                                                                                                                                                   | 業務執行社員        |             |
|                                                                                                                                                                                                                   | 指定有限責任社員      | 公認会計士 吉田 剛  |
|                                                                                                                                                                                                                   | 業務執行社員        |             |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                              |               |             |
| 当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。                                                                                      |               |             |
| 当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、澁澤倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                   |               |             |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                           |               |             |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |               |             |
| その他の記載内容                                                                                                                                                                                                          |               |             |
| その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                          |               |             |
| 当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。                                                                                                                                        |               |             |
| 連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。                                                         |               |             |
| 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。                                                                                                                                                 |               |             |
| その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。                                                                                                                                                                                    |               |             |

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

|                                                                                                                                                                                                           |  |                                                                              |       |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------|-------|
| 独立監査人の監査報告書                                                                                                                                                                                               |  | 2025年5月21日                                                                   |       |
| 澁澤倉庫株式会社<br>取締役会 御中                                                                                                                                                                                       |  | EY新日本有限責任監査法人<br>東京事務所<br>指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員<br>指定有限責任社員<br>業 務 執 行 社 員 |       |
|                                                                                                                                                                                                           |  | 公認会計士                                                                        | 千葉 達也 |
|                                                                                                                                                                                                           |  | 公認会計士                                                                        | 吉田 剛  |
| 監査意見                                                                                                                                                                                                      |  |                                                                              |       |
| 当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、澁澤倉庫株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。                                                       |  |                                                                              |       |
| 当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。                                                                                                     |  |                                                                              |       |
| 監査意見の根拠                                                                                                                                                                                                   |  |                                                                              |       |
| 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 |  |                                                                              |       |
| その他の記載内容                                                                                                                                                                                                  |  |                                                                              |       |
| その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。                                                                                  |  |                                                                              |       |
| 当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。                                                                                                                                 |  |                                                                              |       |
| 計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。                                                   |  |                                                                              |       |
| 当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。                                                                                                                                         |  |                                                                              |       |
| その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。                                                                                                                                                                            |  |                                                                              |       |

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第178期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
    - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から業務の報告を受け、重要な子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査しました。
    - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
    - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
    - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項認められません。  
  
なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備は発見されていない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

澁澤倉庫株式会社 監査役会

監査役（常勤） 星 正 俊 ⑩

監査役（常勤） 森 進 ⑩

監査役 志々目 昌史 ⑩

監査役 吉 田 芳 一 ⑩

監査役 柏 崎 博 久 ⑩

(注) 監査役志々目昌史、吉田芳一および柏崎博久の3氏は、社外監査役であります。

以 上